

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)
施策の方向1 市町村消費者行政の体制強化支援 (主要施策1) 新アクションプランの策定及び実施支援				
1	新アクションプランの策定及び実施支援	国の新交付金見直し後も、市町村の消費生活相談体制をはじめとする消費者行政の取組が維持されるよう、全市町村に対しヒヤリング等を実施し、それを踏まえて新アクションプランを市町村とともに策定し、その実施を支援する。	新アクションプランの様式及び内容等について、市町村と協議を行い、今年度中に全市町村分を取りまとめる。	消費生活課 企画推進班 (7473)
(主要施策2) 市町村における相談機能の強化と各種連携の推進支援 (1) 交付金見直し後の市町村相談体制の確保				
2	市町村の広域連携の支援	単独では消費生活相談窓口の開設が困難な町村における相談体制を確立し、消費生活相談機能の向上を図るため、市町村間の広域連携推進に向けた取組を支援する。	平成30年4月現在、県内で専門相談員による消費生活相談が受けられない2町村(産山村、津奈木町)へ支援を行うとともに、状況に応じた更なる広域連携についても検討する。	消費生活課 企画推進班 (7473)
(2) 市町村における機能強化の支援				
3	市町村における消費生活相談業務への支援	市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員に対する受入及び訪問による指導を行う。日常的な助言、指導は市町村ホットラインとともにICTも活用し、丁寧に行う。また、市町村が行うあっせんの際に、求めに応じて立ち会う等の支援を行う。	市町村の消費生活行政担当職員・消費生活相談窓口担当者に対して、消費者行政・相談窓口対応業務の基本的知識及び応用的な事項について研修を実施。 ○県・市町村相談窓口担当職員の相互の情報交換、レベルアップを図るため、相談員連絡会議を開催。	消費生活課 消費者支援班 (7478)
4	市町村に対する消費者被害情報提供	市町村における消費者啓発・情報提供を支援するため、県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を市町村に提供する。	県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を随時市町村に提供。(消費者トラブル注意報、国からの情報メール、景表法等の法執行措置情報等)	消費生活課 消費者支援班 (7474)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
5	市町村との事業者情報の共有・連携強化	消費者取引の適正化のため、悪質事業者への法執行に繋がるような情報を集約することを目的とし、会議や研修において、市町村と過去の行政処分・行政指導等の情報を共有することによって、市町村からの情報提供に関する働きかけを行う。	関係機関(各市消費者センターや県警)との研修会や会議において、悪質事業者に対して行った行政処分・行政指導等に関する情報共有を図る。	消費生活課	消費者支援班 (7479)
6	市町村に対する多重債務相談実施の支援	市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	市町村消費者行政担当者研修会(5月7日)及び生活再生支援対策研修会(7月31日)において多重債務関係の講習を実施。 多重債務無料相談会(県内3カ所で開催を予定)に同席しての現地研修を実施を予定。(9月熊本市、10月八代市、11月嘉島町) 県及び市町村における面談による多重債務相談の実施。	消費生活課	企画推進班 (7476)
(3)市町村における庁内連携の推進支援					
7	市町村の庁内連携体制構築の支援(消費生活相談)	複雑化、多様化している消費生活相談に対し、市町村の相談窓口で連携して適切に対応していくため、職員研修への講師派遣、マニュアルの作成等の支援を行う。	市町村の庁内連携体制実施状況の定期的な把握。 市町村の庁内連携会議への講師派遣。	消費生活課	企画推進班 (7476)
8	市町村の庁内連携体制構築の支援(多重債務相談)	多重債務相談の掘り起こしを進めるため、多重債務問題に係る県多重債務者対策協議会メンバーとの協働により、職員研修への講師派遣、資料の提供等の庁内連携推進を支援する。	市町村の庁内連携体制構築支援のため、必要に応じ市町村の研修に講師を派遣、情報提供等の支援を実施。 生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施。(7月31日開催)	消費生活課	企画推進班 (7476)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
(4)見守りネットワークの充実					
9	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	熊本県消費者安全確保地域協議会(仮)を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。見守りネットワーク体制構築に至らない町へ訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。	消費生活課	企画推進班 (7472)
10	市町村の消費者安全確保地域協議会設置及び情報提供の支援	地域における消費者被害の未然防止及び消費者被害の早期発見・救済のため、市町村の消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。	熊本県消費者安全確保地域協議会(仮)を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。消費者安全確保地域協議会設置の意向を持つ市町村へ訪問し、個別協議を行い、協議会設置の推進を図る。	消費生活課	企画推進班 (7472)
施策の方向2 県消費者行政における広域的・専門的な施策の充実・強化 (主要施策3)消費者被害の未然防止と救済の推進 (1)県消費者行政・消費生活相談機能の強化					
11	熊本県消費者行政推進本部等の開催	消費者行政の推進に係る施策に取り組んでいる関係部局が連携し、県消費者基本計画に基づく施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、熊本県消費者行政推進本部又は同本部幹事会を開催する。	「第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に掲げる各施策・事業の推進状況についての協議・調整を行う。	消費生活課	企画推進班 (7476)
12	県消費生活センター専門チームの機能強化	県消費生活センターの消費生活相談員の専門性の高度化を図り、センターオブセンタースとして、被害救済と未然防止、市町村支援等の高度な役割を果たすため、消費生活に関する分野別の専門チームの機能を強化する。	「ネット・通信」「住」「金融・保険」「テスト室」の4つの専門チームを設置し、市町村からの経由相談への対応を行うとともに、事案の分析・検討や啓発用原稿の作成等を行う。	消費生活課	消費者支援班 (7474)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
13	消費生活相談員等レベルアップ事業	県消費生活センターの消費生活相談員を各種研修に参加させて、多種多様な消費生活相談への対応に必要な知識の習得と相談処理能力のレベルアップを図る。	国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けの研修に相談員を派遣する。 消費者からの相談件数が多く、問題解決のために専門的な知識が必要となるテーマについて、講師を招いて内部研修を実施する。	消費生活課	消費者支援 (7478)
14	消費生活相談事例検討事業	県弁護士会と定期的な勉強会を開催し、解決困難事例の解決方法や法解釈等について理解を深め、消費生活相談処理能力の向上を図る。また、ICTを活用した市町村支援事業により、市町村からの参加も可能とする。	解決困難事例等について、相談員と弁護士との勉強会を開催する。	消費生活課	消費者支援班 (7474)
15	関係行政機関や事業者等に対する改善要求や指導・制度改革に係る情報提供	消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改革の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	消費者被害の未然防止、拡大防止のため、悪質業者に対して問題点の改善要求等を行うとともに、市町村等の関係行政機関や県警に対して、指導・法改正・制度改革の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を図る。	消費生活課	消費者支援班 (7479)
16	県消費生活センターにおける商品テストの実施	衣食住の危害危険や品質に関する消費者被害の未然防止と救済を図るため、相談・苦情品について原因究明のための商品テストを実施する。	食品・被服・電気製品などに関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施する。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
17	次世代消費生活相談員育成事業	次世代の消費生活相談を担える人材を育成するため、消費生活相談員資格取得支援講座を実施する。	消費生活相談員資格取得支援勉強会を実施する。(7月から9月、全3回)	消費生活課	企画推進班 (7477)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
18	熊本県消費者被害防止連絡協議会の安全確保地域協議会への移行	県内における消費者被害の未然防止及び消費者被害の早期発見・救済を強化するため、熊本県消費者被害防止連絡協議会を消費者安全確保地域協議会とする。	熊本県消費者被害防止連絡協議会の既存の構成メンバーから、消費者安全確保地域協議会への移行について承諾を得るとともに、新たな構成メンバーに説明を行い、今年度中に「熊本県消費者安全確保地域協議会」を設置する。	消費生活課	企画推進班 (7472)
(2)消費者、消費者団体との協働、活動支援及び意見反映					
19	消費者団体の自主的活動の支援	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、県ホームページ等で主催事業に参加を周知し、消費者への啓発活動等について支援する。	消費者団体と共催で、消費生活講演会を開催予定。(11月下旬) 消費者発表大会(11月下旬)をはじめ、各消費者団体の主催事業の広報、情報提供、参加等の支援を実施予定(通年)。	消費生活課	企画推進班 (7472)
20	消費生活協同組合法に基づく適正運営の指導	県民の自発的な生活協同組織の発達を図り、県民生活の安定と生活文化の向上を期するため、生活協同組合に対する許認可等を行う。	生活協同組合からの申請により許認可等を行う(随時)。	消費生活課	企画推進班 (7477)
21	適格消費者団体の活動支援	消費者の利益の擁護を図るため、事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体の活動を支援する。また、同団体への情報提供のあり方について検討を行う。	消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議、勉強会への参加及び情報提供等を実施。 差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施。(8月29日、9月22日) 適格消費者団体が主催するシンポジウム等に参加予定。	消費生活課	企画推進班 (7472)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
22	消費生活条例、特定商取引法、家庭用品品質表示法に基づく申出制度の啓発	消費者の利益の擁護を図るため、消費者等の利益が害される恐れがあると認める場合等に、消費者が知事又は主務大臣に対し、適切な措置を求めることのできる申出制度についての啓発を行う。	消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行う。 ・街頭啓発キャンペーンで啓発資料配布 ・パネル展示会での啓発広報	消費生活課	消費者支援班 (7474)
23	消費生活審議会の開催	消費者の意見を反映し、消費者の利益の擁護を図り、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議するため、消費生活審議会を開催する。	熊本県消費生活審議会の開催。(8月27日) 熊本県消費生活審議会「消費者基本計画推進・評価部会」の開催。(6月19日)	消費生活課	企画推進班 (7472)
(3)消費者に対する情報提供					
24	緊急な消費者被害情報の提供	消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、県HPへ掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
25	生活情報の提供	県民の消費生活の安定や向上に資するため、県のホームページ等を活用して県民に生活情報等を提供する。	県消費生活センターのホームページに消費生活に関する各種生活情報の掲載、地元マスコミ等の協力を得て、県民へ最新情報を提供。(月1回×12ヶ月)	消費生活課	消費者支援班 (7475)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
26	消費者月間記念事業の開催	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	街頭キャンペーンの実施(5月12日、12団体約30名参加)。 パネル展の実施(5月14日～31日:県庁地下展示スペース、5月18日～31日県庁新館1階ロビー)。 消費者支援功労者表彰ベスト消費者サポーター章伝達式(5月22日) 記者レク(5月23日) 県内一斉消費者トラブル相談の日(5月31日)	消費生活課	企画推進班 (7477)
27	食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催	食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ(食品表示、食品添加物等)を設定した食の安全セミナーや地域での意見交換会等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や研修会等も積極的に実施する。	出前講座の実施。 特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(時期未定)。 地域における意見交換会の開催(時期未定)。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)
28	食品衛生に係る啓発指導	食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。	食品事業者等を対象とした講習会を随時開催中。 消費者を対象とした講習会を随時実施中。 給食施設従事者を対象とした講習会を随時実施中。	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7187)
29	健康食生活・食育推進における普及啓発	「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。	○食育月間県下一斉街頭キャンペーンの実施。(6月) 県庁地下展示ケースでの食育関係展示。(6月14日～25日) ○県農業フェアへの出展。(11月10～11日) ○県大食育健康フェスティバルへの展示。(3月)	健康づくり推進課	食生活・食育班 (7183)
30	福祉サービス第三者評価結果の公表	福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービス第三者評価結果を公表する。	利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果を公表。 ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果の公表を予定。	社会福祉課	指導監査班 (7049)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
31	社会福祉法人・施設 に対する指導監査結果の公表	社会福祉法人・施設の利用希望者の選択に資するため、県のホームページ等により社会福祉法人・施設に対する指導監査結果を公表する。	利用者希望の選択の参考とするため、引き続き、指導監査結果の公表を実施。 平成29年度に実施した指導監査の結果を追加し、過去3年度分を平成30年6月に公表予定。(94法人、251施設) その後、必要に応じ更新予定。	社会福祉課	指導監査班 (7049)
32	医療機能情報提供事業	病院等の適切な選択に資するため、病院、診療所及び助産所が県に報告する医療機能に関する一定の情報について、県が集約して分かりやすく県民へ提供する。(熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」)	病院等から医療機能情報を収集し、熊本県総合医療情報システム「医療ナビ」に掲載(更新)し、県民へ提供する。	医療政策課	総務・医事班 (7234)
33	食の安全安心確保に係る情報提供	食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。	食品検査結果について毎月分を掲載予定。 食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載予定。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)
(4)紛争処理体制の整備					
34	県消費生活センターにおける苦情相談処理、あっせん処理	消費者被害の回復と未然防止を図るため、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を行う。	消費者被害の回復と未然防止を図るため、助言、あっせん、情報提供等の消費生活トラブルの解決に向けた相談業務を実施。	消費生活課	消費者支援班 (7478)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
35	消費者苦情処理委員会の開催	消費者苦情の解決のため、あっせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を開催する。	消費者苦情の解決のため、あっせん・調停を行うとともに、必要な事項を審議するため、苦情処理委員会を必要に応じ開催。	消費生活課	消費者支援班 (7478)
36	顧問弁護士及び専門相談アドバイザーの設置	消費生活に関する相談・苦情を効率的・効果的な解決を図るため、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を行う顧問弁護士及び専門相談アドバイザーを設置する。	消費生活に関する相談・苦情の効率的・効果的な解決のため、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を行う顧問弁護士及び専門相談アドバイザーを設置。 ・顧問弁護士：随時 ・専門アドバイザー：週3～5回(3時間/日)(5月末現在40日、120時間)	消費生活課	消費者支援班 (7478)
(5)多重債務問題及び消費生活上の要支援者に係る施策の充実					
37	多重債務者対策協議会の開催	多重債務者対策の円滑な推進を図り、関係機関及び団体相互の連携を強化するため、熊本県多重債務者対策協議会及び専門部会を開催する。	協議会の開催。(年1回:7月23日) ・情報交換の実施。(各関係団体の取組状況等) ・お金の悩み無料相談会、研修会等の年間活動計画についての協議・決定。 専門部会の開催。(年2回:6月25日、12月を予定) 多重債務相談窓口の周知等の啓発活動。	消費生活課	企画推進班 (7476)
38	消費者自立のための生活再生総合支援事業	債務整理後の生活再生に向けた家計診断・生活指導を行うとともに、必要に応じて、生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対する貸付を行うなど、債務整理から生活再生までの一貫した支援を、民間団体と連携して実施する。	「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を以下のとおり実施。 ・生活再生相談(債務状況や収入等の現状把握、債務整理方法の説明・助言) ・家計診断(家計簿診断及び家計管理についての助言) ・個別要因に応じたトラブル解決支援(相談者個々の抱える問題の解決支援) ・熊本地震被災者支援(被災者向けの特別利息によるセーフティネット貸付)	消費生活課	企画推進班 (7476)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
39	ヤミ金融事犯の取締りの強化	ヤミ金融事犯に対して、適切な被害者対策を推進するとともに、取締りを強化する。	暴力団が介在する悪質事犯等に重点を指向した効果的な取締りを推進中。犯罪利用預金口座の凍結及び業者に対する電話警告等、総合的対策を実施中。	警察本部 生活環境課	企画指導係
6 (再)	市町村に対する多重債務相談実施の支援【再掲】	市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	市町村消費者行政担当者研修会(5月7日)及び生活再生支援対策研修会(7月31日)において多重債務関係の講習を実施。 多重債務無料相談会(県内3カ所で開催を予定)に同席しての現地研修を実施を予定。(9月熊本市、10月八代市、11月嘉島町)県及び市町村における面談による多重債務相談の実施。	消費生活課	企画推進班 (7476)
8 (再)	市町村の庁内連携体制構築の支援(多重債務相談)【再掲】	多重債務相談の掘り起こしを進めるため、多重債務問題に係る県多重債務者対策協議会メンバーとの協働により、職員研修への講師派遣、資料の提供等の庁内連携推進を支援する。	市町村の庁内連携体制構築支援のため、必要に応じ市町村の研修に講師を派遣、情報提供等の支援を実施。 生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施。(7月31日開催)	消費生活課	企画推進班 (7476)
40	熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業(家計相談支援事業)	家計の安定を図り、生活困窮からの自立を支援するため、浪費癖等により家計管理に課題を抱える生活困窮者に対して、家計簿作成の指導等を行う。	各市に働きかけ、県内全市町村を事業対象地域として事業を実施。県内に2箇所の拠点を設け、9名の相談員を配置し家計相談に対応。	社会福祉課	生活支援班 (7042)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
(主要施策4)消費生活の安全・安心の確保 (1)生命・健康等の安全・安心の確保 商品等の安全・安心の確保					
16 (再)	県消費生活センターにおける商品テストの実施【再掲】	衣食住の危害危険や品質に関する消費者被害の未然防止と救済を図るため、相談・苦情品について原因究明のための商品テストを実施する。	食品・被服・電気製品などに関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施する。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
41	消費生活用製品安全法に基づく規制	消費生活用製品の安全性の確保のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	消費生活用製品の安全性の確保のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者・事業者に対し、啓発活動を行う。 適宜、市主体で行う立入検査に同行し、ノウハウ等の共有を図る。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
42	電気用品安全法に基づく立入検査	電気用品の安全性の確保のため、電気用品販売店を対象に、九州経済産業局が選定した電気用品等について、電気用品安全法に定められた表示がなされているかの検査を実施する。	九州経済産業局が選定した重点品目を中心に立入検査を実施予定。(立入検査予定数：5店舗程度(量販店及び雑貨店やホームセンターから選定)1～3月に実施予定) ・平成30年度の重点品目 直流電源装置	消防保安課	保安班 (3418)
43	液化石油ガス販売事業者等指導事業	液化石油ガスの保安の確保等のため、液化石油ガス販売事業者等に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査等を実施する。	液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施。 各販売事業者を訪問し、帳簿、書類等の検査のほか、関係者への質問や試験等を行う。 5年周期の全体計画及び今年度の実施計画を策定し、検査に着手する。	消防保安課	保安班 (3455)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
44	医薬品等安全確保対策事業(家庭用品安全対策)	家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を未然に防止するため、事業者への立入検査や試買検査を実施し、家庭用品の安全性の確認と監視を行う。	家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を未然に防止するため、事業者への立入検査や試買検査を実施し、家庭用品の安全性の確認と監視を行う。	薬務衛生課	監視麻薬班 (7165)
45	医薬品等安全確保対策事業(薬事監視指導、毒物劇物営業者への監視・指導、業務上取扱者への立入調査・指導)	医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	医薬品等の品質管理や有効性・安全性を確保するため、薬局び販売業者等に対する監視指導を実施するとともに、毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締等を行う。	薬務衛生課	監視麻薬班 (7164)
食の安全・安心の確保					
46	食品検査体制整備	食品の安全性確保のため、生産から流通に至る各段階における、添加物や残留農薬等の検査を実施するための機器等の整備を行う。	生産段階の県産主要農林水産物30種類について、約400種類の農薬等の検査を実施。(20種75検体)	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)
47	食品営業監視事業	飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品営業申請者に対する事前指導及び営業施設への監視指導を行う。	平成30年度監視指導計画に基づき施設の監視指導を実施中。食品衛生指導員による巡回指導を実施中。	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7187)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
48	食品の流通段階における安全性確保	県内に流通する食品について、食品添加物、微生物、成分規格、残留農薬等の検査を行う。	食品添加物、微生物、成分規格、残留農薬検査を実施中。 アレルギー検査を実施中。 遺伝子組換え検査を実施中。	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7187)
49	と畜検査事業	県内のと畜場で処理される獣畜について、食用可否を判断し安全な食肉を提供するため、と畜検査を行う。	と畜検査の実施。 と畜場への衛生指導、輸出関係対応、不可食部位の適正処理の徹底・確認。 輸出食肉係の対応。(衛生証明書発行、査察対応等)	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7188)
50	畜水産物食品安全対策事業	畜水産食品(乳、食肉、卵、魚介類)の安全性の確保を図るため、食品衛生法に定める基準に関する試験検査を実施する。	年間検査計画に基づき試験検査を実施。 畜水産食品取扱施設の監視指導を実施。	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7188)
51	食鳥肉処理安全対策事業	安全な食鳥肉を提供するため、県内の大規模食鳥処理場で処理される食鳥について食鳥検査を行う。	食鳥検査を実施。 不可食部位の適正処理の徹底及び食鳥処理場への衛生指導。	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7188)
52	くまもと食の安全安心県民会議等の運営	食品の生産から消費に至る各段階の関係団体、学識経験者により構成する「くまもと食の安全安心県民会議」等を開催・運営し、それぞれの役割に応じて連携した取組を行う体制づくりを進める。	県民会議、同担当者会議を実施予定。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
53	食の安全110番	食の安全安心に係る相談・苦情等の総合窓口(食の安全110番)を設置し、関係課と連携を図りながら、県民に対する迅速・的確な対応及び情報提供を行う。	食の安全110番を運用し、県民に対して迅速・的確な対応を行う。	くらしの安全 推進課	食の安全・食 品表示対策班 (7426)
54	食品表示ウォッチャー事業	県内の食品販売店における食品表示の適正化を図るため、県民のボランティアによる協力を得て、食品表示状況をモニターする熊本県食品表示ウォッチャーを設置する。	県庁や大学等での講習会の実施。 食品表示ウォッチャー活動。(随時) 新規および既登録者向け研修会の実施。	くらしの安全 推進課	食の安全・食 品表示対策班 (7426)
サービス事業における安全・安心の確保					
55	生活衛生環境確保対策事業	公衆衛生の見地から、県民の日常生活に極めて深い関係のある理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場等の衛生水準の維持向上を図るため、営業施設への監視指導を行う。	年度当初に監視指導計画を作成し、各営業施設への立入調査を実施。 四半期毎に、保健所は本庁へ実施状況を報告。 (進捗状況を把握し、計画を大きく下回る場合など、必要に応じて保健所へ状況を確認する。)	薬務衛生課	営業指導班 (7185)
56	医療安全相談事業	消費者から寄せられた美容医療サービスによる健康被害等の情報について、消費者の健康被害の防止を図るため、医師法等関係法令等に基づき、関係行政機関と連携を図り、適切な指導等を行う。	電話等による相談対応を実施。(必要に応じて関係機関と連携し対応。) 平成30年7月23日、熊本県医療安全推進協議会を開催予定。 医療機関を対象とした医療安全研修会を開催予定。(時期未定)	医療政策課	総務・医事班 (7234)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
57	住宅情報提供・相談事業	住宅情報の提供・住宅相談業務体制の整備を図るため、(一財)熊本県建築住宅センターが開設する相談所の運営・講習会等に要する費用の一部について補助を行う。	(一財)熊本県建築住宅センターが実施する次の事業に係る費用の一部を助成。 ・建築、法律、融資など県民からの様々な住宅に関する相談に無料で応じる相談所を開設(毎月実施中) ・各イベント等に臨時の無料相談所を開設 ・分譲マンションの適正な管理運営支援のための県民向けセミナーを開催(マンション管理基礎セミナー、10月実施予定)	住宅課	計画班 (6246)
(2)生活関連商品の安定確保					
58	熊本県生活協同組合連合会との災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定	県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。	県災害対策本部における協定の位置づけについて、県生協連と必要な協議を行い、災害時の対応を確認する。	消費生活課	企画推進班 (7477)
59	熊本県酪農業協同組合連合会との地震災害時における救援物資の提供に関する協定	県と熊本県酪農業協同組合連合会とが締結した協定に基づき、地震災害時等に常温保存可能な牛乳、乳飲料等を無償で提供する。	協定に基づく地震等の災害時の対応を確認し、連携を図る。	畜産課	経営環境班 (5418)
60	県内企業等との災害救助に必要な物資の調達に関する協定	県と企業等が締結した協定に基づき、災害救助に必要な食料・衣料寝具・日用雑貨品等の供給を行う。	災害発生時には、市町村の要請に基づき、災害救助に必要な食料や衣料寝具、日用雑貨品等を、災害物資調達協定を締結している民間事業者と連携して調達・提供を行う。 5月末時点では実績なし	商工政策課	商工政策班 (5124)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
(3)消費者取引の適正化					
61	消費生活関係法令等に基づく行政処分・行政指導の実施	不当な取引行為を行う事業者に対し、県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適切な行政処分及び行政指導を行う。	不当な取引行為を行う業者に対し、県消費生活条例、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、特定商取引法等に基づき、適正な行政処分及び行政指導を行う。	消費生活課	消費者支援班 (7479)
62	悪質事業者対策協議会	消費者被害を防止するため、不当な取引行為を行う事業者の情報を集約することを目的として、県、消費生活センター設置の市及び警察と情報交換を行う等の連携を図る。	消費者被害を防止するため、「悪質事業者対策会議」を開催し、不当な取引行為を行う事業者について、県、消費生活センター設置の市及び警察と情報交換を行う等の連携を図る。	消費生活課	消費者支援班 (7479)
63	貸金業法に基づく指導監督	貸金業法に基づく貸金業者の登録審査、立入検査、指導監督を行うとともに、苦情相談への対応を行う。	貸金業法に基づく貸金業者の登録審査、立入検査、指導監督を行うとともに、苦情相談への対応を行う。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
64	旅行業立入検査	旅行業者の実際の活動状況をより正確に把握して旅行業法第1条の定める目的を達成するため、旅行業者に対し、立入検査を実施する。	熊本県旅行業者等立入検査(通常検査)実施要領に従い実施。(8月中旬検査対象事業所を選定、9月～10月頃に12事業所実施予定。)	観光物産課	観光企画班 (5209)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
65	宅地建物取引業事務所調査	宅地建物取引業の適正な運営を確保し、消費者に対する被害の未然防止につなげるため、事務所調査により、業務に関し適切な指導・監督を行う。	事務所調査等を行い、業務に関し適正な指導・監督を実施。(新規免許業者12件) 必要に応じて、適正な是正措置や行政処分を実施することとする。	建築課	宅地耐震化・指導班 (6218)
66	不当な取引行為等取締り	悪質商法事犯等に対して、県内の消費生活センターをはじめ、関係機関との連携を強化し、被害相談に的確に対応するとともに、法令を多角的に活用した取締りを推進する。	多角的に法令を駆使した悪質商法事犯取締りを推進中。悪質商法に対する苦情相談への適切な対応を推進中。関係行政機関と連携した被害防止活動を推進中。	警察本部生活環境課	企画指導係
5 (再)	市町村との事業者情報の共有・連携強化【再掲】	消費者取引の適正化のため、悪質事業者への法執行に繋がるような情報を集約することを目的とし、会議や研修において、市町村と過去の行政処分・行政指導等の情報を共有することによって、市町村からの情報提供に関する働きかけを行う。	関係機関(各市消費者センターや県警)との研修会や会議において、悪質事業者に対して行った行政処分・行政指導等に関する情報共有を図る。	消費生活課	消費者支援班 (7479)
39 (再)	ヤミ金融事犯の取締りの強化【再掲】	ヤミ金融事犯に対して、適切な被害者対策を推進するとともに、取締りを強化する。	暴力団が介在する悪質事犯等に重点を指向した効果的な取締りを推進中。犯罪利用預金口座の凍結及び業者に対する電話警告等、総合的対策を実施中。	警察本部生活環境課	企画指導係
15 (再)	関係行政機関や事業者等に対する改善要求や指導・制度改正に係る情報提供【再掲】	消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	消費者被害の未然防止、拡大防止のため、悪質業者に対して問題点の改善要求等を行うとともに、市町村等の関係行政機関や県警に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を図る。	消費生活課	消費者支援班 (7479)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
21 (再)	適格消費者団体の活動支援 【再掲】	消費者の利益の擁護を図るため、事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体の活動を支援する。また、同団体への情報提供のあり方について検討を行う。	消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議、勉強会への参加及び情報提供等を実施。 差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施。(8月29日、9月22日) 適格消費者団体が主催するシンポジウム等に参加予定。	消費生活課	企画推進班 (7472)
(4)適正な表示の確保					
67	景品表示法に基づく行政指導の実施	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、消費者の利益を守るため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、行政処分及び行政指導を行う。	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、消費者の利益を守るため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、指導を行うなど行政指導を行う。	消費生活課	消費者支援班 (7479)
68	家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施	家庭用品の品質に関する表示の適正化のため立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	家庭用品の品質に関する表示の適正化のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者・事業者に対し、啓発活動を行う。 適宜、市主体で行う立入検査に同行し、ノウハウ等の共有を図る。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
69	健康増進法及び食品表示法に基づく指導等	消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。	企業等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。 事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催。	健康づくり推進課	食生活・食育班 (7181)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
70	食品表示法に基づく行政指導(食品表示法に基づく品質表示の適正化推進)	食品の適正表示を推進するため、巡回指導や疑義情報に対する立入検査等を実施する。	食品表示強化月間を設け、巡回調査・指導を実施予定。食品表示制度説明会等を開催予定。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)
54 (再)	食品表示ウォッチャー事業【再掲】	県内の食品販売店における食品表示の適正化を図るため、県民のボランティアによる協力を得て、食品表示状況をモニターする熊本県食品表示ウォッチャーを設置する。	県庁や大学等での講習会の実施。食品表示ウォッチャー活動。(随時)新規および既登録者向け研修会の実施。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)
71	商品量目立入調査	計量法で指定された生活上大切な特定商品(食品、燃料、油脂、洗剤等)の安心な取引のため、商品の量目や表示について販売事業者や製造事業者への立入検査を行う。	調査対象店舗において、検査商品の量目や表示、計量に使用するはかり等についての調査及び指導を実施予定。 (12月の歳末時期に12店舗を予定)	産業技術センター	計量グループ (096-368-2101)
72	特定計量器立入検査	計量法で指定された特定計量器のうち特に生活の安心に関係の深い、水道メーター、ガスメーター、燃料油メーター、タクシーメーター、はかり等の適正な使用について販売事業者等への立入検査を行う。	調査対象事業所において、取引や証明に使用している特定計量器についての調査及び指導を実施予定。 (届出修理事業者、計量証明事業者、ガソリンスタンド、タクシー会社等100社を予定)	産業技術センター	計量グループ (096-368-2101)
73	計量教室	計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。	11月の計量強調月間中、荒尾市、宇城市、水俣市の3市において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を開催予定。 (参加者:各会場共20名程度を予定)	産業技術センター	計量グループ (096-368-2101)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
(5)消費者事故情報通知対応					
74	消費者安全法に基づく重大事故情報等の適正処理	消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。	消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、直ちに消費者庁に情報提供を行う。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
施策の方向3 消費者教育の推進 「熊本県消費者教育推進計画」より転記 (主要施策5) ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進 (1)学校等における消費者教育(高校生以下)の推進					
75	学校における消費者教育の推進	教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	<p>【高校教育課】 高等学校期:全校で実施 主な内容:家庭科、公民科等 公民科:消費者に関する問題として、契約に関する基本的な考え方、消費者保護の重要性、消費者の権利や責任などを指導 家庭科:消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援等を指導</p> <p>【義務教育課】 教育課程研究協議会や指導主事会議等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配布等の情報提供を行う。</p> <p>【特別支援教育課】 特別支援学校全校で実施。 教科等での主な指導内容:生活、職業・家庭など 生活:教師と一緒に金銭を使う体験等を行い、金銭の扱いについて学んだり、自分の身近な公共施設に出かけて利用する体験を重ねるなど社会の仕組みと公共施設の利用の仕方などを学ぶ。 職業・家庭:生活に必要な物の選び方や買い方、計画的な使い方などの学習を通して金銭の大切さや消費生活の基本的な事項を学習する。</p>	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	<p>【高校教育課】 産業教育指導係(6665)</p> <p>【義務教育課】 幼児教育係(6786)</p> <p>【特別支援教育課】 特別支援教育指導班(6668)</p>

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
76	情報教育活動の支援	学校非公式サイトの実態調査、出前講座等への講師派遣などの取組を行う。	情報モラル教育の充実。 ・学校やPTA主催の研修会等へ講師(情報安全ファシリテータ)派遣などを実施中。(随時実施) ・県内の公立中・高・特の学校非公式サイトの実態調査を実施中。	教育政策課	広報・情報班 (6620)
77	私立学校における消費者教育の支援	消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活用できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	消費生活啓発講座の周知や消費者トラブル等の情報を学校に提供予定。	私学振興課	私学運営支援班(3209)
78	若年層への食の安全に関する学習機会の提供	若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進するため、中学生や高校生を対象とした講座等を開催する。	中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールを実施。 高校生を対象とした「熊本県食品適正表示ジュニアリーダー育成研修」を実施。	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)
79	くまもと「親の学び」プログラムトレーナーの消費者意識の向上に向けた支援	くまもと「親の学び」プログラムを活用した講座を行うトレーナーに対して消費者教育の必要性について啓発を行うとともに、必要な情報の提供を行う。	平成30年度のくまもと「親の学び」プログラムを活用したトレーナーは226名である。 トレーナー研修会及び講座を進行する進行役を育成する進行役養成講座において、オンラインゲーム等での課金によるトラブル等の事例とともに消費者教育の必要性について啓発を行ったり、必要な情報の提供を行ったりする。 (トレーナー研修会は年2回、進行役養成講座は、各教育事務所と市町村が連携して実施)	社会教育課	家庭教育支援班(6695)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
80	食育・米消費拡大対策	米の消費拡大を図るため、日本型食生活や朝ごはん摂取の啓発活動及び地産地消、食育、農業への理解活動を推進する。	学習小冊子「くまもとのお米の本」による地産地消の理解促進を図る。(13,900冊を小学校・関係団体等に配布予定) 小中学校(学校栄養職員、児童、保護者等)と高等学校(家庭科教諭、生徒等)関係者を対象とした食育講習会の実施予定。 「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールの後援。(熊本県賞の授与) 農業団体におけるバス車体広報等による「くまもとごはんの日」の普及推進を支援。 農業団体におけるアグリキッズスクール、消費者体験学習会等の開催による食育活動を支援。	農産園芸課	農産振興班 (5382)
81	携帯電話のフィルタリングの周知・啓発	県青少年保護育成条例に基づき、携帯電話のフィルタリングについての周知・啓発を実施する。	フィルタリング啓発チラシを作成し、県内の中高校生に配布予定。 (7月中旬) インターネットポスターコンクールで中高校生に自作ポスターを募集し最優秀作品を啓発ポスターとして配布予定。 (9月中旬)	くらしの安全推進課	青少年班 (7408)
82	高校生等のための消費生活講座の実施	成年年齢の引き下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が急増する状況を踏まえ、学校教育と連携し、高校生等を対象とした消費生活講座を実施する。	私学振興課及び教育庁関係各課と連携し、「高校生等を対象とした消費生活講座」を実施。	消費生活課	企画推進班 (7473)
(2)大学、職域、地域等における消費者教育(成人期)の推進					
83	消費者意識の向上に向けた支援	複雑化・多様化している消費者トラブルの未然防止のため、各市町村担当者等に消費者教育の必要性について啓発を行うとともに、必要な情報の提供を行う。	市町村等の要望に応じて、消費者教育に関する講師等の情報提供や住民を対象とした講座を実施。(情報提供数 3回)	社会教育課	総務・生涯学習係 (6694)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
30 (再)	福祉サービス第三者 評価結果の公表 【再掲】	事業者の福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、ホームページ等により福祉サービス第三者評価結果の公表を行う。	利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価結果を公表。 ホームページ等により、福祉サービス第三者評価結果の公表を予定。	社会福祉課	指導監査班 (7049)
28 (再)	食品衛生に係る啓発 指導 【再掲】	食品衛生に関する意識の向上を図るため、県民及び食品等事業者を対象として、パンフレット、ビデオ等による講習会を実施する。	食品事業者等を対象とした講習会を随時開催中。 消費者を対象とした講習会を随時実施中。 給食施設従事者を対象とした講習会を随時実施中。	健康危機管理課	食品乳肉衛生班 (7187)
32 (再)	医療機能情報提供事業 【再掲】	病院等の適切な選択に資するため、病院、診療所及び助産所が県に報告する医療機能に関する情報について、県が集約して分かりやすく県民へ提供する。 (熊本県総合医療情報システム「くまもと医療ナビ」)	病院等から医療機能情報を収集し、熊本県総合医療情報システム「医療ナビ」に掲載(更新)し、県民へ提供する。	医療政策課	総務・医事班 (7234)
69 (再)	健康増進法及び食品 表示法に基づく指導 等 【再掲】	消費者へ食品選択の適切な情報を提供するため、栄養表示や食品の行き過ぎた広告等表示に関する事業者への指導を行うとともに、事業者、消費者からの相談対応や制度の啓発活動を行う。	企業等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。 事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等の開催。	健康づくり推進課	食生活・食育班 (7181)
29 (再)	健康食生活・食育推 進における普及啓発 【再掲】	「熊本県健康食生活・食育推進計画」に基づき、6月の「食育月間」や各種イベント等で、関係者と協働して、食育の推進にかかる県民の意識啓発のための取組みを実施する。	○食育月間県下一斉街頭キャンペーンの実施。(6月) 県庁地下展示ケースでの食育関係展示。(6月14日～25日) ○県農業フェアへの出展。(11月10～11日) ○県大食育健康フェスティバルへの展示。(3月)	健康づくり推進課	食生活・食育班 (7183)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
84	水銀フリー推進事業	水銀フリー社会の実現に向けて国内外に対し、先導的に情報発信を行っていく。	国内外を対象としてイベントでのブース出展やパンフレット配布など、各種情報発信を行うとともに、水俣条約採択5周年を契機としたイベントを開催し、国や市と連携した情報発信を行う予定。	環境政策課	政策班 (7318)
85	地球温暖化対策推進事業	県民や事業者、環境団体、行政等の幅広い連携により、生活スタイルや企業活動を見直していくため、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議の運営や地球温暖化防止活動推進員を通じた地域における普及活動の促進、事業所が取り組む省エネ活動への支援等を実施する。	ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議運営。(2月開催予定) 地球温暖化対策地域協議会・地球温暖化防止活動推進員の活動支援。(年4回実施予定) 普及啓発ツール作成及び県内外の地球温暖化防止に関する取組への参画。(県内小学5年生へのくまエコ学習帳配布、環境フェア等での普及PR) 地球温暖化対策事業者取組活性化事業を実施。(事業活動温暖化対策計画書提出:283事業者、エコ通勤環境配慮計画書提出:82事業者)	環境立県推進課	環境活動推進班 (7325)
86	くまもとらしいエコライフ普及促進事業	日々の生活や企業活動そのものが環境配慮行動となる熊本らしいライフスタイル(くまもとらしいエコライフ)の普及・定着を図るため、県内各地での学習会の開催、省エネアドバイザーの派遣等具体的な実践行動のための普及啓発や環境保全活動への支援等を行う。	各家庭の実情に合わせた効果的な省エネ方法のアドバイスを実施。 地域の環境学習会への講師等派遣。(小学校8校、中学校1校予定) 九州の官民一体となった、環境行動のインセンティブとなるポイント付与制度「九州エコライフポイント」実施。(九州地域戦略会議「低炭素社会・九州モデル」重点事業) 〇くまもとらしいエコライフ宣言ウェブサイトにおける宣言の呼びかけ。	環境立県推進課	環境活動推進班 (7325)
87	環境行動推進事業	環境への負荷を少なくするライフスタイルを学び、考え、日常生活で実践することを目的に、「エコライフ体験教室」を開催する。	〇「エコライフ体験教室」の開催 ・エコッキング等を中心とした体験教室を実施予定。 期日:平成30年10月頃 場所:山鹿市内 参加人数:24人程度	環境センター	0966-62-2000

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
88	動く環境教室事業	環境センターの環境指導員やエコロジスト・リーダー(ボランティア)を派遣し、環境学習(出前講座)を行う。	<p>動く環境教室</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習(出前講座)を開催。 エコロジスト・リーダー養成講座 環境保全のリーダー的人材を育成するための講座を開催。(全4回 第1回:7月7日、第2回:7月28日、第3回:8月4日、第4回:8月25日) エコロジスト・リーダー派遣 エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を実施。 	環境センター	0966-62-2000
89	ごみゼロ県民運動推進事業	平成27年度実績調査の結果、熊本県は県民1人が1日に排出するごみの量が少ない方から「全国4位」となったが、更なる排出抑制に取り組んでいくことを目的に、家庭からの廃棄物の約4割を占める「食品廃棄物」の減量化に向けた運動を、県民・事業者・行政が一体となって展開する。	<p>フードドライブの周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみゼロ推進県民大会等のイベントでのフードドライブの実施 企業からの寄付事例の紹介 食品廃棄物減量に係る啓発。 昨年度製作した未就学児向け絵本の配付 小中学生向けに食品ロス削減に資する校内放送用音声の製作 くまもと食べきり運動の周知。 啓発グッズの文言の改善・九州食べきり協力店の店舗数拡大 	循環社会推進課	企画調整班 (7366)
27 (再)	食の安全安心に関する出前講座やセミナー等の開催 【再掲】	食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ(食品表示、食品添加物等)を設定した食の安全セミナーや地域での意見交換会等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や研修会等も積極的に実施する。	<p>出前講座の実施。</p> <p>特定テーマによる「食の安全セミナー」の開催(時期未定)。</p> <p>地域における意見交換会の開催(時期未定)。</p>	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)
33 (再)	食の安全安心確保に係る情報提供 【再掲】	食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。	<p>食品検査結果について毎月分を掲載予定。</p> <p>食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載予定。</p>	くらしの安全推進課	食の安全・食品表示対策班 (7426)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
90	高齢者、防犯ボランティア等防犯講習会の実施	高齢者が犯罪の被害に遭うのを防止するため、また、地域防犯活動の担い手として、所属団体や地域住民に啓発・普及活動を行っていただくために、高齢者や防犯ボランティアを中心に広く県民に対して防犯講習会を実施する。	平成30年8月～11月の間に講習会を開催できるよう、市町村に希望調査を行っている。	くらしの安全推進課	交通・くらし安全班 (7406)
26 (再)	消費者月間記念事業の開催【再掲】	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	街頭キャンペーンの実施(5月12日、12団体約30名参加)。 パネル展の実施(5月14日～31日:県庁地下展示スペース、5月18日～31日県庁新館1階ロビー)。 消費者支援功労者表彰ベスト消費者サポーター章伝達式(5月22日) 記者レク(5月23日) 県内一斉消費者トラブル相談の日(5月31日)	消費生活課	企画推進班 (7477)
91	消費生活出前講座・金融関連消費者教育推進事業	消費者被害の未然防止と消費者の自立の支援及び金融教育の推進のため、市町村、老人会、事業所、高校・大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。	地域における消費生活啓発講座に、金融広報委員会と連携して講師を派遣する。	消費生活課	消費者支援班 (7478)
22 (再)	消費生活条例、特定商取引法、家庭用品品質表示法に基づく申出制度の啓発【再掲】	消費者の利益の擁護を図るため、消費者等の利益が害される恐れがあると認める場合等に、消費者が知事又は主務大臣に対し、適切な措置を求めることのできる申出制度についての啓発を行う。	消費者月間事業等において、啓発資料配布による啓発を行う。 ・街頭啓発キャンペーンで啓発資料配布 ・パネル展示会での啓発広報	消費生活課	消費者支援班 (7474)
92	家庭用品品質表示法の啓発	家庭用品の品質に関する表示の適正化のため、事業者・消費者に対する啓発を行う。	家庭用品の品質に関する表示の適正化のため、事業者・消費者に対する啓発を行う。	消費生活課	消費者支援班 (7475)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
93	消費生活用製品安全法の啓発	消費生活用製品の安全の確保のため、事業者・消費者に対する啓発を行う。	消費生活用製品の安全の確保のため、事業者・消費者に対する啓発を行う。	消費生活課	消費者支援班 (7475)
9 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	熊本県消費者安全確保地域協議会(仮)を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。見守りネットワーク体制構築に至らない町へ訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。	消費生活課	企画推進班 (7472)
94	国際理解教育	国籍や民族などの異なる人々同士で互いを認め合い、よりよい関係を構築することを目的に実施。県内在住国際交流員(CIR)を学校に派遣する等により外国の生活・文化等の理解促進を図る。	民間団体や学校等からの派遣依頼を受け、外国人講師を派遣。民間団体における国際交流(1回) 5/9(16人)	国際課	協力・旅券班 (3186)
73 (再)	計量教室【再掲73】	計量記念日(11月1日)関連行事として、計量についての知識や計量法上の特定商品・特定計量器などの計量制度の普及啓発のため、県内各地域で住民向けの「計量教室」を開催する。(一般社団法人熊本県計量協会と共催で実施)	11月の計量強調月間中、荒尾市、宇城市、水俣市の3市において、商品量目試買調査を中心とした計量教室を開催予定。(参加者:各会場共20名程度を予定)	産業技術センター	計量グループ (096-368-2101)
95	地下水と土を育む農業の推進	熊本の宝である地下水と土を50年先、100年先の未来に引き継ぐため、「地下水と土を育む農業」に対する県民の理解を促進し、その農産物の積極的な購入を通じて農家を支える県民運動を推進する。	一般消費者を対象とした「地下水と土を育む農業」農畜産物の現地視察や、「小学生と親」を対象に試食を実施する「収穫祭」を開催予定。「グリーン農業」農産物販売店舗と協力し、消費者参加型のキャンペーンを実施予定。各種イベント等において消費者へ「地下水と土を育む農業」や「グリーン農業」をPRするとともに、購入を通じて応援する「応援宣言者」の募集拡大を図る。	農業技術課	地下水と土を育む農業推進班 (5386)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
96	県内農林水産物等の 地産地消推進	県民や生産者、関係事業者及び関係機関における県内農林水産物等の優先的な利活用や熊本の食文化等への理解促進のため、地産地消の推進に向けた取組を推進する。	地域に根ざした地産地消活動の支援。 ・地産地消推進のためのPR強化 地産地消に係る情報発信と普及啓発。 ・地産地消サイトの運営 ・地産地消協力店の指定 ・県全体での推進 ・各地域における推進 食・農ネットワークの活動拡大。 ・8月に総会・研修会、2月に地産地消のつどいを実施予定。	流通アグリビ ジネス課	地産地消班 (5404)
97	くまとの木と親しむ 環境推進事業	消費者に森林の働きや木材の良さなどを理解してもらうため、県民へ木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し体感してもらう教育活動である「木育」を推進する。	幼稚園、保育園等へ木製遊具の貸出と木育プログラムの実施。(貸出予定件数:30団体) 県産木材を材料とするものづくりイベントを年間に4回開催。 県産木材で作った机・椅子や木製品を導入する保育園や小学校等へ補助。 小学5年生社会科、中学1年生技術家庭科用の木育副読本を作成、県内全ての小中学校へ配布。 木育の知識を身につける木育インストラクターを養成する講座を初級・中級・上級各1回実施。 木育に取り組んでいる団体や個人を対象に情報交換会を1回実施。 地域で木育活動を行う市町村や団体へ補助。(補助対象予定:5団体程度) 各地域の木材需要拡大協議会において森林教室・木工教室等の活動を実施。	林業振興課	くまもと木材利 活用推進班 (5644)
98	くまもと畜産物流通戦 略対策事業(食肉流 通体制強化推進事 業)	消費者へ多様な品種と豊富な生産量を誇る県産牛肉の理解促進を図るため、県産牛肉3銘柄の周知等の情報提供を行う。	牛肉協議会HPにおいて、県産牛肉について情報の提供を継続して実施中。 (通年) 新聞広報等メディア媒体を活用したPRの実施予定。 県内外のイベントにおいて、牛串焼きの販売や試食会等を行いながらPRを実施予定。(熊本、大阪、東京) 県産牛肉3銘柄の周知を目的に、県内の県産牛肉取扱指定店において、消費拡大キャンペーン「食べよう!!くまとの牛肉」を実施予定。(8月、熊本県産牛肉取扱指定店)	畜産課	総務・企画班 (5415)
99	防犯講習会(学校、 地域、事業者等向 け)	振り込め詐欺や悪質商法等による被害防止のため、学校、地域における各種会合、関係事業者等を対象に、現状や対処法についての講話を実施する。	被害防止を図るため、全国、県内の傾向を分析し、振り込め詐欺等の手口等を具体的に説明して、現状や対処法について講話及び情報発信を実施中。 (回数:37回・振り込め詐欺に関する講話回数及び悪質商法に関する情報発信の回数を計上) 平成30年4月末現在	警察本部生 活安全企画 課・生活環境 課	生活安全企画 課振り込め詐 欺対策係 生活環境課企 画指導係

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
100	トラブル対処法等被害防止講話	サイバー犯罪被害防止のため、県内の学校、保護者、教育関係者、企業等各種団体を対象に、インターネットや携帯電話等に関するトラブルの現状とその対処法についての講話を実施する。	本部各課や警察署と連携し、また、民間企業や県内の自治体・教育機関と協働して、県民に対しサイバー犯罪被害防止のための各種広報啓発活動を継続的に実施。 (内容) ・各種学校の生徒及び保護者、教育関係者等を対象とするサイバー犯罪被害防止講話の実施中。(講話件数84件) ・県内企業・自治体等と連携したサイバーセキュリティ・カレッジの開催。	警察本部サイバー犯罪対策課	企画係
101	大学等への消費生活情報の提供	消費者被害の未然防止と被害拡大防止のため、大学生等への消費生活相談窓口の周知を図るとともにタイムリーな消費者被害の情報提供を行う。	県内大学等に、消費生活センターの周知及び消費者被害の注意喚起情報の情報提供を行う。	消費生活課	企画推進班 (7473)
(主要施策6) 効果的な消費者教育のための取組の推進 (1)消費者教育を行う各実施主体との連携					
19 (再)	消費者団体の自主的活動の支援 【再掲】	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、県ホームページ等で主催事業に参加を周知し、消費者への啓発活動等について支援する。	消費者団体と共催で、消費生活講演会を開催予定。(11月下旬) 消費者発表大会(11月下旬)をはじめ、各消費者団体の主催事業の広報、情報提供、参加等の支援を実施予定(通年)。	消費生活課	企画推進班 (7472)
102	消費者教育推進地域協議会の開催	消費者教育を推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、有識者の意見を聴き、施策に反映させる。	県消費者教育推進計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費者教育推進地域協議会を開催予定。(9月18日)	消費生活課	企画推進班 (7473)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
103	熊本県消費者行政推進本部幹事会消費教育部会の開催	消費者教育に関する施策に取り組んでいる関係部局が連携を図ることにより、消費者教育を総合的かつ効果的に推進する。	県消費者教育推進計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費者教育推進地域協議会を開催予定。(9月18日) 教育行政担当部署と情報交換、調整等を行うため、教育部会を開催予定。	消費生活課	企画推進班 (7473)
104	市町村消費生活推進研修事業	市町村消費者行政担当職員・消費生活相談員に対して、消費者行政・相談窓口対応業務の基本的な知識、及び応用的な事項について研修を行う。	市町村消費者行政担当職員に向けた、消費者行政の基本的な知識及び応用的な事項について研修を実施。(5月7日)	消費生活課	企画推進班 (7473)
9 (再)	市町村における見守りネットワーク体制構築の支援 【再掲】	高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	熊本県消費者安全確保地域協議会(仮)を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。 見守りネットワーク体制構築に至らない町へ訪問し、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。	消費生活課	企画推進班 (7472)
(2)消費者教育の担い手育成					
76 (再)	情報教育活動の支援 【再掲】	学校非公式サイトの実態調査、出前講座等への講師派遣などの取組を行う。	情報モラル教育の充実。 ・学校やPTA主催の研修会等へ講師(情報安全ファシリテータ)派遣などを実施中。(随時実施) ・県内の公立中・高・特の学校非公式サイトの実態調査を実施中。	教育政策課	広報・情報班 (6620)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
105	高等学校教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学校指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	家庭科主任会、高等学校地歴公民科教育研究会、教育課程研究協議会等において、消費者教育に関する情報を提供。	高校教育課	産業教育指導係 (6665)
106	小中学校教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費者生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知を行う。 学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する講演等の情報提供や資料配布等を行う。	義務教育課	幼児教育係 (6786)
107	特別支援学校教員に対する消費者教育の推進	教員に対して、学校指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	教務主任研修会や教科書事務等説明会等において、消費者教育に係る教科等の学習内容について説明し、理解を深めた。	特別支援教育課	特別支援教育指導班 (6668)
108	研修事業(領域別研修)	本県児童生徒の学力向上を目指して、ICTを効果的に活用した教科指導の改善を推進するために、教職員のICT活用指導力の向上及び児童生徒の情報活用能力の育成を図る研修を行う。	領域別研修「課題研修・課題研修」 児童生徒の情報活用能力の育成を目指した研修を行うとともに、情報教育に関する全ての研修で情報モラルを取り扱う。また、情報モラルや情報セキュリティの指導力向上を目的とした研修を行う予定である。また、プログラミング教育に関する研修を実施し、社会の変化に柔軟に対応できる人材の育成を目指している。	教育センター	情報教育研修室
109	熊本県教育情報化推進事業における指導者養成講習会	本県児童生徒の情報活用能力の育成をめざし、学校教育活動における効果的なICT(情報通信技術)の活用や情報安全・情報モラル教育等を推進するために、教職員の情報教育における指導者(地域リーダー、校内リーダー)の育成を図る。	小・中学校においては、各教育事務所及び山鹿市教育委員会が実施する研修で、本講習会の参加者が講師となり、各学校における校内リーダーを育成する。この校内リーダーが各市町村立学校で校内研修及び授業(情報活用能力の育成)を行う予定である。また、県立学校においては、本講習会を受講した研修者が校内においてリーダーとなり、各所属校で情報教育に関する研修を行い、授業を行う予定である。	教育センター	情報教育研修室・教育工学室

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
110	研修事業(経験者研修)	学習指導要領の内容を具現化するため、消費者教育の現状とその必要性について理解を深め、社会科、家庭科の教科研修を中心に授業指導力を育成する研修を行う。また、消費生活センターと連携し、本県の消費者問題を踏まえた教育実践について演習を交えた研修を行う。	消費生活課より講師を招いて、県立学校初任者(家庭科)を対象に消費者教育に関する研修を実施する予定である。研修の内容として、家庭科における消費者教育の推進の在り方、本県の消費者被害状況、消費者市民社会の実現について、取り上げる。(11月29日実施予定) 県立学校初任者以外の小中高の家庭科に関する研修でも「消費者教育推進法」の紹介と消費者教育の必要性について研修を行う予定である。	教育センター	技術・家庭研修室
111	私立高等学校等経常費助成費補助事業	消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。	消費者教育を行っている私立高等学校に対し、経常費助成額を加算する。(平成31年3月予定)	私学振興課	私学運営支援班 (3209)
112	民生委員・児童委員一般研修会	複雑・多様化した住民の福祉ニーズに適切に対応するため、民生委員・児童委員に対し実践活動の強化に資する研修を行う。(研修テーマの一部に消費生活分野を設定)	当課が提示した研修テーマを参考に、各広域本部(一部地域振興局)が企画し全ての民生委員・児童委員を対象に研修を実施。(各広域本部が消費生活分野を選定するか現段階では未定)	社会福祉課	生活支援班 (7042)
113	生活再生支援対策研修会の実施	多重債務問題をはじめとする様々な問題を抱える生活困窮者の生活再生を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し研修会を実施する。	消費者行政職員、徴収部門職員、福祉・保健部門職員、関係団体等を対象に生活困窮者の生活再生を支援するため、徴収・督促事務を行う行政職員に対し、以下の内容で研修会を実施。 (7月31日開催) (1)多重債務問題の概要 (2)生活再生支援の実務 (3)自治体等の先進事例	消費生活課	企画推進班 (7476)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
(3)情報の収集、提供、調査					
26 (再)	消費者月間記念事業の開催 【再掲】	県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の5月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。	街頭キャンペーンの実施(5月12日、12団体約30名参加)。 パネル展の実施(5月14日～31日:県庁地下展示スペース、5月18日～31日県庁新館1階ロビー)。 消費者支援功労者表彰ベスト消費者サポーター章伝達式(5月22日) 記者レク(5月23日) 県内一斉消費者トラブル相談の日(5月31日)	消費生活課	企画推進班 (7477)
114	消費生活広報事業	消費者被害や多重債務問題といった潜在的な相談を掘り起し、消費者被害への注意喚起を行うため、テレビ等の広報媒体を活用して消費者被害の注意、消費生活センターのPRを行う。	広報Gからの広報要望事項の照会に合わせ、消費者被害への注意喚起を広報媒体(広報テレビ等)を活用し、実施予定。	消費生活課	企画推進班 (7473)
115	多重債務者生活再生支援事業に係る広報	潜在化している多重債務者の掘り起こしを図るため、多重債務者生活再生支援事業を広く県民に周知する。	多重債務者生活再生支援事業の周知リーフレットを県内小売店へ配布予定。 (広報要望事項をもとに広報Gが実施)	消費生活課	企画推進班 (7473)
24 (再)	緊急な消費者被害情報の提供 【再掲】	消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページに掲載したり市町村等の関係機関に情報提供したりして、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、県HPへ掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取組みを行う。	消費生活課	消費者支援班 (7475)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
施策の方向4 熊本地震への対応 (主要施策7) 熊本地震被災者の消費生活支援等					
116	被災者の生活再生支援	熊本地震の被災を含む消費生活上の様々な課題を抱える方々の生活再生のため、相談を受け、多様なメニューを活用し、相談者が自立的な生活を送るための支援を行う。	「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、被災者の生活再生支援を実施。 ・生活再生相談 ・家計診断 ・個別要因に応じたトラブル解決支援 ・熊本地震被災者支援 (被災者向けの特別利息によるセーフティネット貸付)	消費生活課	企画推進班 (7476)
117	地域支え合い連携推進事業	平成28年熊本地震の被災者の生活再建における消費生活面からの支援のため、地域支え合いセンターを設置している市町村等へ消費生活相談窓口の周知と消費生活に関する情報の提供を行い、消費者トラブルの未然防止と被害の救済を図る。	消費生活相談窓口周知等のためのチラシを作成し、地域支え合いセンターや、同センターの設置がない仮設住宅設置市町村へ配布予定。 健康福祉政策課地域支え合い支援室や県地域支え合いセンター支援事務所等が主催する会議等へ出席し、消費生活に関する情報提供等を行う予定。	消費生活課 健康福祉政策課地域支え合い支援室	企画推進班 (7473)
118	熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業・熊本地震対策分(家計相談支援事業)	熊本地震による被災によって今後の生活再建に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、生活再建に向けた「設計図」を作成し支援する。	熊本地震での被害が大きかった8町村について、5名の相談員を増員して配置し、町村と連携を図りながら、巡回や役場内での相談対応により、被災者の生活再建に向けた家計相談を実施。	社会福祉課	生活支援班 (7042)
119	住宅再建支援事業(二重ローン対策)	熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存住宅における利子相当額を補助し、消費者を経済的に支援する。	熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たに住宅ローンを組んで再建する場合に、既存債務の利子相当額(50万円を上限)を補助する。 申請件数 4月 5件 5月 8件 (H29からの累計 151件)	住宅課	計画班 (6246)

平成30年度消費者基本計画個別事業管理表(第3次基本計画関係)

NO	事業名	事業概要	H30事業計画及び実施状況	担当課・班名 (内線番号)	
120	被災市町村の相談窓口への支援	被災した市町村の消費生活相談窓口機能を補完するため、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターと連携し、消費者ホットライン188(いやや)の活用を図る。	ホットラインの効果的な活用を図るため、消費者庁からの連絡に合わせ、市町村に対し消費者ホットライン188(いやや)の接続先変更、接続時間帯の調整に関する照会と国への報告を実施。	消費生活課	企画推進班 (7473)